

静岡市規則第19号

静岡市埋蔵文化財保護事務に関する規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長

難波 喬 司

静岡市埋蔵文化財保護事務に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和29年文化財保護委員会規則第5号。以下「省令」という。）に基づき、市の埋蔵文化財の保護事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査のための発掘に関する届出等)

第2条 省令第1条第1項に規定する届出の書面は、埋蔵文化財発掘調査の届出書（様式第1号）によるものとする。

2 法第92条第2項の規定による指示は、埋蔵文化財発掘調査に係る指示の通知書（様式第2号）により行うものとする。

3 法第92条第2項の規定による発掘の禁止、停止又は中止の命令は、埋蔵文化財発掘調査禁止（停止・中止）命令書（様式第3号）により行うものとする。

(土木工事等のための発掘に関する届出等)

第3条 省令第2条第1項に規定する発掘届出の書面は、埋蔵文化財発掘の届出書（様式第4号）によるものとする。

2 法第93条第2項の規定による指示は、埋蔵文化財発掘に係る指示の通知書（様式第5号）により行うものとする。

3 前項の指示を行うに当たっては、次の基準によるものとする。

(1) 記録保存のための本発掘調査を行う場合の基準は、別表第1によるものとする。

(2) 記録保存のための工事立会いを行う場合の基準は、別表第2によるものとする。

(3) 前2号に規定する場合に該当しないときは、市長は、特に慎重を期して工事を行うことを指示することができる。

(4) 前3号に定めるもののほか、市長は、埋蔵文化財を保護する上で必要であると認める事項について指示することができる。

(遺跡の発見に関する届出等)

第4条 省令第4条第1項に規定する届出の書面は、遺跡発見の届出書（様式第6号）によるものとする。

2 法第96条第2項の規定による行為の停止又は禁止の命令は、遺跡の現状変更行為停止（禁止）命令書（様式第7号）により行うものとする。

3 法第96条第8項の規定による指示は、埋蔵文化財発掘に係る指示の通知書（様式第5号）により行うものとする。

4 法第96条第8項の規定による指示については、前条第3項の規定を準用する。

(国の機関等の遺跡発見に関する通知等)

第5条 法第97条第1項の規定による通知は、遺跡発見の通知書（様式第8号）により行うものとする。

2 法第97条第3項の規定による通知は、埋蔵文化財発掘に係る指示の通知書により行うものとする。

3 法第97条第2項の規定による通知及び同条第4項の規定による勧告を行うに当たっては、第3条第3項の規定を準用する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

記録保存のための本発掘調査を行う場合の判断基準

本発掘調査を行う判断基準	補足事項
1 工事により埋蔵文化財が掘削され、又は破壊される場合	（1）埋蔵文化財確認面と工事掘削面との間に、30センチメートルの保護層が確保されない場合 （2）杭基礎工法等の場合は、杭構造、杭の太さ等の工事内容から埋蔵文化財が破壊されたのに等しいと認められる場合
2 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事により埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合	
3 一時的な盛土や工作物の設置の場合であつても、その重さ及び付帯工事により埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合	保護層の厚さに関わらず、地質、土壌、設置物の重量、設置期間等を勘案の上、地下の埋蔵文化財が変形し、又は損壊するおそれがあると認められる場合
4 恒久的な工作物の設置により、相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、埋蔵文化財の損壊と等しい状態になる場合 （1）道路（鉄道敷も、道路に準じて取り扱う。）及び新たな掘削工事により埋蔵文化財が破壊される場合 ア 一時的な工事用道路、道路の植樹帯、歩道等 イ 高架、橋りょうの橋脚を除く部分 ウ 道路の拡幅・改修の場合の既存道路部 エ 道路の拡幅部 オ 私道（道路の植樹帯及び歩道部は除く。）の新設 カ 農道（道路の植樹帯及び歩道部は除く。）	将来的に掘削等の工事計画がある場合、付帯工事により埋蔵文化財に影響を及ぼす場合、工事完成後、本発掘調査が不可能な場合及び新たな掘削工事により埋蔵文化財が破壊される場合 歩道部を除き新たに設置される部分 道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）で規定する構造と同等の構造を有し、将来的に公道に移管することが明らかな場合 政令で規定する構造と同等の構造を有す

の新設	る場合
キ 私道及び農道以外の道路（道路の植樹帯及び歩道は除く。）の新設	政令で規定する構造と同等の構造を有する場合
(2) ダム及び河川	
ア ダム	堤体及び貯水池部
イ ダム貯水池のうちの常時満水位より高い区域	上記1、2、3及び4（1）アからウの補足事項に準ずる。
ウ 河川	堤防敷及び河川敷の内の低水路
エ 河川の高水域	上記1、2、3及び4（1）アからウの補足事項に準ずる。
(3) 恒久的な盛土、埋立	盛土の厚さが3メートル以上（旧盛土の厚さを含む。）の場合、切盛一体造成の場合、地形を大きく改変する場合、古墳、城跡等の遺構が露出している場合又は横穴、窯跡等が存在している場合
(4) 野球場、競技場、駐車場	上記1、2、3及び4（1）アからウの補足事項に準ずる。
(5) 建築物	上記1、2、3及び4（1）アからウの補足事項に準ずる。

別表第2（第3条関係）

記録保存のための工事立会いを行う場合の判断基準

工事立会いを行う判断基準	補足事項
1 埋蔵文化財確認面と工事掘削面との間に、30センチメートルの保護層が確保され、かつ、工事により埋蔵文化財が破壊されない場合	
2 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であつて、工事により埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがない場合	
3 一時的な盛土や工作物を設置する場合において、その重さ、付帯工事により埋蔵文化財に影響を及ぼさない場合	
4 恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合 (1) 道路（鉄道も、道路に準じて取り扱う。） ア 一時的な工事用道路、道路の植樹帯、歩道等 イ 高架、橋りょうの橋脚を除く部分 ウ 道路の拡幅・改修の場合の既存道路部 エ 私道（道路の植樹帯及び歩道部は除く。）の新設 オ 農道（道路の植樹帯及び歩道部は除く。）の新設 カ 私道及び農道以外の道路（道路の植樹帯及び歩道部は除く。）の新設 (2) ダム及び河川 ア ダム貯水池のうちの常時満水位より高い区域	将来的にも掘削等の工事計画がない場合、付帯工事によっても埋蔵文化財に影響を及ぼさない場合、工事完成後も本発掘調査が可能な場合及び新たな掘削工事によっても埋蔵文化財が破壊されない場合 政令で規定する構造を下まわり、将来的にも公道に移管しない場合 政令で規定する構造を下まわる場合 政令で規定する構造を下まわる場合 別表第1のうち、1、2、3及び4（1）アからウの補足事項に該当しない場合

(3) 恒久的な盛土、埋立	盛土の厚さが3メートル未満(旧盛土の厚さを含む。)の場合、切盛一体造成以外の場合、地形を大きく改変しない場合、古墳、城跡等の遺構が露出していない場合又は横穴、窯跡等が存在していない場合
(4) 野球場、競技場、駐車場	別表第1のうち、1、2、3及び4(1)アからウの補足事項に該当しない場合
(5) 建築物	別表第1のうち、1、2、3及び4(1)アからウの補足事項に該当しない場合
5 工事対象区域が狭小な場合	発掘調査で安全が確保できない場合

様式第1号（第2条関係）

埋蔵文化財発掘調査の届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

届出者	住所	〔法人にあっては、その 主たる事務所の所在地〕
	氏名	

周知の埋蔵文化財包蔵地において、埋蔵文化財の調査のための発掘を実施したいので、文化財保護法第92条第1項及び埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則第1条第1項及び第2項の規定により、関係書類を添えて、別紙のとおり届け出ます。

関係書類

- 1 発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）
- 2 発掘担当者（発掘調査の現場における責任者をいう。）が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、当該担当者の承諾書
- 3 発掘予定地の所有者の承諾書
- 4 発掘予定地につき権原に基づく占有者があるときは、その承諾書
- 5 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書

(別紙)

1 所在地					
2 土地所有者	住 所				
	氏名等				
3 調査面積					
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()				
5 遺跡の名称				員数	
6 遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()				
7 調査の目的及び調査の契機	学術研究 遺跡整備 試掘及び確認の調査 自然崩壊 その他 ()				
	開発等の事業に伴うもの	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場観光開発 ガス・水道・電気等工事 農業基盤整備 (農道等を含む。) その他農業関連事業 土砂採取 その他開発 ()			
		備考			
8 調査主体者	住 所				
	氏名等				
9 発掘担当者	住 所				
	氏 名				
	経 歴				
10 着手予定時期	年	月	日	11 終了予定時期	年 月 日
12 出土品の処置に関する希望					
13 参考事項					

指示事項	
------	--

(注)

- 1 遺跡の種類、現状並びに調査の目的及び調査の契機欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は、その他括弧内に記入してください。
- 2 指示事項欄は、記入しないでください。

様式第2号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

埋蔵文化財発掘調査に係る指示の通知書

年 月 日付けで届出のあった下記の発掘調査は、文化財保護法の趣旨を尊重し、次の指示事項により措置してください。

記

- 1 遺跡所在地
- 2 遺 跡 名
- 3 指 示 事 項

様式第3号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

埋蔵文化財発掘調査禁止（停止・中止）命令書

年 月 日付けで届出のあった発掘調査については、文化財保護法第92条第2項の規定により、下記のとおりその発掘調査の禁止（停止・中止）を命じます。

記

- 1 遺跡所在地
- 2 遺跡名
- 3 禁止（停止・中止）の内容
- 4 禁止（停止・中止）の理由

（教示）行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第4号（第3条関係）

埋蔵文化財発掘の届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

届出者	住所	〔法人にあっては、その 主たる事務所の所在地〕
	氏名	

周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財

保護法第93条及び埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則第2条第1項

及び第2項の規定により、関係書類を添えて、別紙のとおり届け出ます。

関係書類

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

(別 紙)

1 所在地					
2 面積					
3 土地所有者	住所				
	氏名等				
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓				
	その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()				
5 遺跡の名称				員数	
6 遺跡の現状	宅地 水田 畑地 道路 荒蕪地 原野 その他 ()				
7 遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()				
8 工事の目的等	道路 鉄道 空港 港湾 ダム 学校 集合住宅 個人住宅				
	工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物 ()				
	宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発				
	ガス・水道・電気等工事 農業基盤整備(農道等を含む。) その他農業関連事業				
	土砂採取 その他開発 ()				
	工事の概要				
9 工事主体者	住所				
	氏名等				
10 施行責任者	住所				
	氏名等				
11 着手予定時期	年	月	日	12 終了予定時期	年 月 日
13 参考事項					

指導事項	本発掘調査	工事立会い	慎重工事	その他 ()
------	-------	-------	------	---------

(注)

- 1 遺跡の種類、現状、時代及び工事の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は、その他括弧内に記入してください。
- 2 指導事項欄は、記入しないでください。

様式第5号（第3条、第4関係）

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

埋蔵文化財発掘に係る指示の通知書

年 月 日付けで届出のあった下記の土木工事等は、文化財保護法の趣旨を尊重し、次の指示事項により措置してください。

記

- 1 遺跡所在地
- 2 遺跡名
- 3 指示事項

様式第6号（第4条関係）

遺跡発見の届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

届出者	住所	〔法人にあっては、その 主たる事務所の所在地〕
	氏名	〔法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名〕

遺跡と認められるものを発見したので、文化財保護法第96条及び埋蔵文化財の発掘又は
遺跡の発見の届出等に関する規則第4条第1項及び第2項の規定により、関係書類を添え
て、別紙のとおり届け出ます。

関係書類

- 1 遺跡が発見された土地及びその付近の地図
- 2 土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

(別 紙)

1 遺 跡 の 種 類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓								
	その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()								
2 所 在 地									
3 土 地 所 有 者	住 所								
	氏 名 等								
4 土 地 占 有 者	住 所								
	氏 名 等								
5 発見の年月日	年 月 日								
6 発 見 の 事 情									
7 現 状	宅地 水田 畑地 道路 荒蕪地 原野 その他 ()								
8 現 状 の 変 更	時 期	年 月 日 ~ 年 月 日							
	理 由								
9 出 土 品 (種類、形状及び数量)									
10 保 護 措 置									
11 参 考 事 項									

指 導 事 項	本発掘調査	工事立会い	慎重工事	その他 ()
---------	-------	-------	------	---------

(注)

- 1 及び 7 の欄は、該当のない場合は、その他括弧内に記入してください。
- 指導事項欄は、記入しないでください。

様式第7号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

遺跡の現状変更行為停止（禁止）命令書

年 月 日付けで届出のあった新たに発見された遺跡については、文化財保護法第96条第2項の規定により、下記のとおり、その現状を変更する行為の停止（禁止）を命じます。

記

- 1 遺跡所在地
- 2 停止（禁止）する期間
- 3 停止（禁止）する区域
- 4 停止（禁止）の理由

（教示）行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第8号（第5条関係）

遺跡発見の通知書

第 号
年 月 日

（宛先） 静岡市長

機関等の名称
氏名

遺跡と認められるものを発見したので、文化財保護法第97条第1項の規定により通知します。

関係書類

- 1 遺跡が発見された土地及びその付近の地図
- 2 土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

(別紙)

1 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡	
	古墳 横穴	
	その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()	
2 所在地		
3 土地所有者	住所	
	氏名等	
4 土地占有者	住所	
	氏名等	
5 発見の年月日	年 月 日	
6 発見の事情		
7 現状	宅地 水田 畑地 道路 荒蕪地 原野	
	その他 ()	
8 現状の変更	時期	年 月 日 ~ 年 月 日
	理由	
9 出土品 (種類、形状及び 数量)		
10 保護措置		
11 参考事項		

指導事項	本発掘調査 工事立会い 慎重工事
	その他 ()

(注)

- 1 及び 7 の欄に、該当の項目がない場合は、その他の括弧内に記入してください。
- 2 指導事項欄は、記入しないでください。